

会 議 録

会 議 名	東松山市入札監視委員会					
開 催 日 時	令和7年1月21日（火）			開 会	14時00分	
				閉 会	15時30分	
開 催 場 所	東松山市役所 本庁舎3階 第3委員会室					
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 令和6年度上半期の入札・契約状況について (2) 委員会抽出案件について (3) 令和6年度の発注状況について (4) 令和7年度東松山市発注方針について (5) その他 4 閉会					
公開・非公開の別	公 開		傍 聴 者 数		0 人	
非公開の理由 （非公開の場合）						
委員出欠状況	委員長	池田 剛士	出席	委 員	大谷 賢市	出席
	委 員	小河 大輔	出席	委 員	眞下 章	出席
	委 員	柳下 和之	出席			
事 務 局	政策財政部長			桶谷 易司		
	政策財政部次長			関根 隆		
	契約検査課長			成川 暢彦		
	契約検査課主査			佐藤 郁也		
	契約検査課主事			新堀 和真		
関 係 担 当 課	廃棄物対策課長			山本 正史		
	クリーンセンター所長			成川 忠男		
	クリーンセンター副所長			金子 昭宏		
	生涯学習課長			上 敏文		
	生涯学習課文化芸術推進室長			熊澤 篤司		
	管財課長			田代 仁		
	管財課主査			須長 拓哉		
	管財課主査			山崎 健司		

次 第	顛 末
1 開 会	事務局開会宣言。事務局司会による進行
2 あいさつ	・事務局紹介 ・池田委員長あいさつ
3 議 事	・会議録署名委員の指名 池田委員長から眞下委員及び大谷委員が会議録署名委員に指名される。 ・配付資料の確認（事務局） ・委員会の開催定足数に達していることを報告（事務局） ・会議の公開又は非公開の決定 池田委員長が会議の公開について委員会に諮り、承認を受ける。 ・議事進行については、委員長が議長となることを説明（事務局） (1) 令和6年度上半期の入札・契約状況について (事務局) ・令和6年度上半期の入札・契約状況について、事務局より説明 (池田委員長) 事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますか。 (各委員) 意見等なし (2) 委員会抽出案件について では続いて、議事(2)の審議に入ります。事業担当課による説明が必要な場合は入室させてください。 【廃棄物対策課・クリーンセンター 入室】 (池田委員長) 1 番目の案件「R 6 東松山市クリーンセンターごみ供給クレーン整備工事」について、まず案件の抽出をしていただいた柳下委員から、抽出の理由について説明をお願いします。 (柳下委員) 本件は特命随意契約となっております。特命随意契約とした理由と、予定価格の算定方法について確認したいと思います。 (池田委員長)

	ありがとうございます。それでは内容について事務局より説明をお願いします。 (事務局) ・「R 6 東松山市クリーンセンターごみ供給クレーン整備工事」の契約状況について資料に基づき説明 (担当課：廃棄物対策課・クリーンセンター) ・「R 6 東松山市クリーンセンターごみ供給クレーン整備工事」の工事概要について資料に基づき説明 (池田委員長) 事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はございますか。 (柳下委員) 新設の工事と思い抽出しましたが、既存設備の点検と修繕工事ということで、内容はよく分かりました。設計金額の積算方法について、もう一度説明をお願いします。 (金子クリーンセンター副所長) 受注予定業者から交換部品や労務費関係の参考見積りを徴取しまして、それを元に積算要領に準じて設計を行っております。 (成川クリーンセンター所長) 廃棄物処理施設点検補修工事積算要領の令和 5 年度版に基づき、業者から徴取した単価を参考に設計しております。 (柳下委員) 積算基準があるということですね。 (金子クリーンセンター副所長) 全国都市清掃会議が定めております、廃棄物処理施設点検補修工事積算要領を参考にしながら積算しております。 (柳下委員) 積算要領に参考見積を徴取するよう書いてあるということですか。 (金子クリーンセンター副所長) 専用部品が多く、「建設物価」などの積算資料に単価が載っているものがあまりありませんので、基本的には業者からの参考見積りによって設計を行っております。 (柳下委員) 分かりました。参考見積りを取ったのは、歩掛りと単価の両方ですか。
--	---

	(金子クリーンセンター副所長) 部品交換と点検整備のどちらも一式で見積りをいただいております。 (柳下委員) 分かりました。 もう一点よろしいでしょうか。積算基準はどのように活用されているのですか。仮設費の率などに、積算基準に載っている率を使っているのでしょうか。 (成川クリーンセンター所長) 柳下委員がおっしゃったように、共通仮設費や現場管理費、一般管理費などの経費については、こちらの積算基準を参考にしております。 (柳下委員) 直接工事費の積上げに必要な資料は、積算基準に載っていなかったのでは見積りを取ったという理解でよろしいですか。 (成川クリーンセンター所長) はい。 (柳下委員) 予定価格の分については分かりました。 この工事は、過去に競争入札に付したことはないのでしょうか。この業者が納めてから、点検業務についてはずっと一者随意契約で行ってきたということでしょうか。 (金子クリーンセンター副所長) 昭和 52 年に設置して以来、焼却炉全体の性能保証という観点から、焼却炉を設置したメーカーに点検を行っていただいていたのですが、平成 25 年度に指名競争入札を実施して他の業者と契約したことがあります。 (柳下委員) その後また随意契約に戻ったということですね。どのような経緯でしょうか。 (金子クリーンセンター副所長) 指名競争入札で業者を選定した時は、受注者の部品の作り間違いなど、納期遅延に伴う工期延長が 2 回ほどあったり、工事後の完成検査の結果、成績評定が及第点に満たなかったりといったことがあったため、メーカーでないと性能を保証することは容易ではないと判断し、次年度から随意契約に戻して実施しております。 (柳下委員)
--	--

	分かりました。ありがとうございます。 (池田委員長) 素人質問で恐縮ですが、クレーン等安全規則というのは、国で定めているルールということですね。 (金子クリーンセンター副所長) はい。 (池田委員長) そして、昭和 52 年に極東サービスがこちらのシステムを作ったということですね。 (金子クリーンセンター副所長) 焼却炉の工事自体はタクマという会社が施工して設置しているのですが、クレーンの部分は極東サービスが設置しております。 (池田委員長) 分かりました。ありがとうございました。 他に何かございますか。 (小河委員) 聞いた限りでは、業者の見積りから金額を算出しているということだと思いますが、価格の交渉などはしていないのでしょうか。適正な金額であるかどのように判断しているのでしょうか。業者が言った額をそのまま採用してしまって大丈夫でしょうか。 (金子クリーンセンター副所長) 基本的には業者の提示した価格を元に積算しておりますが、毎年交換している部品の価格の変動などから金額をチェックしております。近年で言えば、物価や労務単価の上昇などもありますので、過去の実績も踏まえ、金額の上がり方が異常ではないかなどの判断はしております。 (小河委員) 毎年実施しているということで、同じところを点検・整備していると思うのですが、金額は年々上がっているのでしょうか。 (金子クリーンセンター副所長) 材料の中でも、特にワイヤー類など毎年交換するようなものを見ますと、昨年と比べて単価が 14～15%上がっているものもあり、年々上昇していると認識しております。 (成川クリーンセンター所長) 労務費は近年は特に上がっております。
--	--

	(小河委員) ありがとうございます。 (池田委員長) 他に何かございますか。 (眞下委員) 分からないところがあるのですが、ベンダーの会社が特許を持っていて、ブラックボックスのようになっているという考え方でよろしいでしょうか。 (金子クリーンセンター副所長) クレーンを制御する電子部品の部分でブラックボックス化しているところはあると聞いています。 (眞下委員) 競争入札に付した際は、それが原因で納期の遅れ等が発生したため、特命随意契約に戻したということですね。 (金子クリーンセンター副所長) そのようになります。 (眞下委員) 分かりました。 (池田委員長) ここ 10 年ほど独占的にこの業者が受注しておりますが、仕方がないということですね。 他に何かございますか。 (大谷委員) 過去の契約額はどれぐらいですか。 (金子クリーンセンター副所長) 年度によって交換する部品が異なるため一概には言えませんが、例えば令和 5 年度ですと約 1 7 0 0 万円ではほぼ同額です。令和 4 年度ですと約 1 1 0 0 万円です。交換部品は毎年行うものもあれば、複数年に 1 回のものもあったり、前年度の点検で不具合が出て翌年度に入れ換えたりということもあります。 (大谷委員) 点検の検査費はどのように決まるのですか。 (金子クリーンセンター副所長) 点検の検査費については、参考見積りでは部品交換の単価に含まれてお
--	---

	り、単価における割合は把握しておりません。 (大谷委員) 検査費を個別に積算しているわけではないということですか。 (金子クリーンセンター副所長) 工事費のなかの労務費に含まれているということになります。 (大谷委員) 検査費については、人件費などの上昇がありながらも、大体同じような金額となるのではないかという印象がありますが、実際にいくら程度かというのは把握していないということですか。 (金子クリーンセンター副所長) 毎年度、交換作業費と点検を一式で徴取していますので、内容については把握できておりません。 (大谷委員) 今回のような場合、独占している企業に価格を自由に決められる恐れがあると思っております。積算根拠については、正しい価格を見ながらチェックして算出するようにしないと、言い方は悪いですが受注者の言いなりになってしまうのではないかとこのところが問題としてあると思います。 クレーンはどれぐらいの耐久年数があると考えていますか。 (金子クリーンセンター副所長) ごみ処理施設の機器類については、耐用年数は 20 年となっておりますが、20 年経過したら使えなくなるかと言うとそうではなく、点検や修繕を行いながら、耐用年数の 1.5 倍である 30 年を目標に使用していくという考え方もあります。 ただし、当市の施設は設置から 47 年経過しておりますので、本来であれば更新時期を迎えているのですが、施設の構造上、施設の稼働を一度止めないとクレーンの掛け替えができないため、焼却施設を更新するまでの間、受注者に修繕等を依頼しながら何とか運用しているのが現状です。 (大谷委員) 壊れた部分については新しい部品と交換できているのですね。分かりました。 (池田委員長) ありがとうございます。他に何かございますか。 それでは 1 番目の案件について質疑は以上とします。ここで委員の皆様にお諮りします。本件についての調査は以上で終了するというところでよろ
--	--

	しいでしょうか。 (各委員) 異議なし。 (池田委員長) それでは本件についての調査は以上で終了とします。 続いて 2 番目の案件「東松山市クリーンセンター等維持管理業務」について、柳下委員から抽出理由の説明をお願いします。 (柳下委員) 本件は 1 者入札の案件で、さらに不落随意契約の結果、高落札率となっております。予定価格の算定方法と入札公告の方法、入札参加資格要件とそれに伴う応札可能者について確認したいと思います。 (池田委員長) ありがとうございます。それでは、内容について事務局から説明をお願いします。 (事務局) ・「東松山市クリーンセンター等維持管理業務」の入札状況について資料に基づき説明 (担当課：廃棄物対策課・クリーンセンター) ・「東松山市クリーンセンター等維持管理業務」の業務概要について資料に基づき説明 (池田委員長) 事務局からの説明が終わりましたが、何か御意見、御質問ございますか。 (柳下委員) 一問一答で質問させていただきます。 まず、予定価格の積算方法を教えてください。 (金子クリーンセンター副所長) 設計実施額の算定方法ですが、廃棄物処理施設維持管理業務積算要領の令和 5 年度版の内容に基づいて、運転管理や保守点検などの歩掛りを算出して設計を行っております。 (柳下委員) 2 つの施設とも、その基準書だけで積算できたということよろしいですか。 (金子クリーンセンター副所長) そうです。
--	--

	(柳下委員) 分かりました。 続いて入札の公告の方法について、今回 1 者しか参加がなかったということですが、業者へはどのように周知しているのでしょうか。 (事務局) 当市の場合、県が実施している電子入札システムに参加しておりますので、システム上で電子公告を行っております。また、東松山市公告式条例に基づき、紙での公告も行っております。 (柳下委員) 分かりました。 最後の質問ですが、資料 11 ページの入札参加資格について、単体企業の参加しか認めておらず、24 ページを見ると応札可能者数が 750 者とありますが、多くの配置有資格者を求める業務になっている中で、実際に入札へ参加可能だった業者は何者あったのか事前に分かっていたのでしょうか。 (事務局) 名簿と所在地以外の制限として、履行実績と配置有資格者を設けておりますが、こちらが管理している名簿でも確認できない部分になりますので、実際に何者参加できたかは把握できておりません。 (柳下委員) 分かりました。 前回の応札状況は分かりますか。やはり参加は 1 者でしょうか。 (事務局) 前回も参加は 1 者でした。 (柳下委員) 参加者は今回の受注業者であるテスコだけで、前回の入札もテスコだけということですか。 (事務局) はい。 (柳下委員) この条件だとテスコしか参加できないのではないかという疑問があるのですが、総括として、1 者しか応札できてない状況に対してどう受け止めているのでしょうか。 (金子クリーンセンター副所長) ストーカ式焼却炉は日本中にシェアがある一般的な方式ですので、履行
--	--

	実績で求めている「ストーカ方式のごみ焼却施設に係る運転管理業務」の実績については、特に難しくないのではないかと認識しております。 また、仕様の中でブラックボックスになり得るのが潤滑油交換関連の業務ですが、仕様書ではどの機械に使用されているか、使用量などを記載しておりますので、特に業者から見えない部分はないのかなと認識しております。 (柳下委員) 仕様の内容は分かりました。今回の制限は、業務の履行に当たり必要な条件ということですね。 前回も含め 1 者しか応札者がいないという点を踏まえて、どのような受け止めをされているのか伺いたかったのですが、改めて、どのように受け止めていますか。 (成川クリーンセンター所長) ごみ処理施設は特殊な公共インフラということもあり、現在、維持管理については雇用の確保が問題となっております。国がごみ処理施設の合併を推進しているため、業者が新規で受注できる機会が減っており、雇用の確保も難しい状況の中で、1 者応札が続いてしまっているのではないかと考えております。 (柳下委員) 分かりました。仕方がないということでしょうかね。 私からの意見ですが、単体企業が 1 者で資格者を確保しようとする、確かに成川所長がおっしゃった状況になってしまうと思うのですが、例えば J Vなどを認めれば、そのような問題も解消できるのかなと素人意見ですが思っております。 現状としては、一般競争で見えない相手との競争は行われていますが、1 者しか参加がない状況なので、何か参加が増えるような工夫を考えられないかなというのは意見として述べさせていただきたいと思います。 (池田委員長) ありがとうございます。 確かに、競争入札を実施しているのに 1 者又は 2 者しか入札がないというのは疑問に思うところですので、今後どうすれば応札を増やせるかということを考えていただければと思います。 (柳下委員) 他の自治体でも、ごみ処理場や下水道処理場等の維持管理に関する入札
--	--

	をやっていると思うので、漫然と繰り返すのではなく、問題意識を持って調べていただけたらと思います。 (池田委員長) ありがとうございます。他に何かありますか。 (大谷委員) 入札結果を見ると、不落随意契約になって金額を下げていただいております、受注者からすると、本当はもう少し高い金額で契約したかったということだと思うのですが、このような結果になった理由についてどう考えていますか。 (金子クリーンセンター副所長) 本業務は単年度ではなく 3 年間の複数年契約ですので、受注者側も 3 年間の物価上昇や賃金上昇などを見越して積算しているとは思いますが、受注者側とこちらの積算に何らかの乖離があったのではないかと考えております。 (大谷委員) 具体的には、受注者はどの項目を高く積算していましたか。 (事務局) 今回の入札では内訳書の提出を求めているので、どの部分をどれくらいの金額で積算していたかについては把握しておりません。 (大谷委員) 契約金額の範囲内で、すべて受注者に任せているということですか。 (事務局) はい。 (大谷委員) 24 時間稼働しているということなので、業務の実施に当たり結構な人数が必要なのではないかと想像していますが、人員配置についても受注者に任せているということですか。 (金子クリーンセンター副所長) 確かに積算要領を見ますと、どの業務に何人必要かなどの数字は載っておりますが、あくまで積算上の話なので、実際の人員配置については受注者に一任しております。 9 月末時点で 32 名が在籍していますが、業務責任者や副責任者、計量の受付をする事務の方などが名簿に登録されており、昼夜交代で勤務しております。
--	---

	(大谷委員) 本業務に関しては、管理業務や修理費などについて、すべて受注者の負担ということによろしいですか。 (金子クリーンセンター副所長) 設備が故障した時などは、市が業者に発注して修繕を行っておりますが、保守点検や運転操作監視などの業務については、すべて受注者の負担でやっております。 (大谷委員) 潤滑油に関連した業務についての話が先ほど出ていましたが、そういった業務についても受注者が負担するということですか。 (金子クリーンセンター副所長) はい。 (大谷委員) 設備の故障については市が負担して、他のことについては受注者に負担してもらうという理解でよろしいですか。 (金子クリーンセンター副所長) 簡単な修繕であれば、委託先の職員に部品などを支給して対応していただくことはあります。どうしても受注者では対応できないものについては、専門の工事業者に発注して対応しております。 (成川クリーンセンター所長) 水漏れやオイル漏れによる応急修繕など、応急的なものは受注者が対応しますが、配管なども含めて修繕する場合は、主に市で工事を発注しております。 (大谷委員) 積算した根拠とすると、どの業務に何人必要かなどを想定して人件費を算出しているという理解でよろしいですか。 (金子クリーンセンター副所長) そのように積算しております。 (大谷委員) 分かりました。ありがとうございます。 (池田委員長) ありがとうございます。 ちなみに、他の業者になぜ応札してくれなかったのかヒアリングをすることはないのでしょうか。
--	--

	(金子クリーンセンター副所長) はい。 (池田委員長) 契約金額が約 6 億円ということは、もし他の業者から 1%でも低い金額で応札があれば 600 万円ほど安くなるので、複数応札があると、より低い金額での契約も可能ではないかと思いますが、分かりました。 他に何かございますか。 (眞下委員) 業務概要を見るとかなり細かい仕様になっていますが、他の業者が手を挙げて落札したとしても履行できるのでしょうか。肌感覚としてはどう感じていますか。 (金子クリーンセンター副所長) 平成 20 年代前半に、操業開始当初から受注していた業者から、現行の受注者によって変わっております。 (眞下委員) 一度変わっているのですね。 (成川クリーンセンター所長) タクマテクノスという会社から、現行業者のテスコへ変わっています。 (眞下委員) 他の業者でもできないわけではないということですので、他の自治体の状況などを研究していただいて、少しでも安く契約できるようにしていただければと思います (金子クリーンセンター副所長) はい。 (池田委員長) 他に何かございますか。 (小河委員) ちなみに、3 年前の契約金額はどれぐらいでしたか。 (金子クリーンセンター副所長) 契約額は 3 年間で税抜 5 億 2956 万円です。契約期間は令和 3 年 10 月から令和 6 年 9 月までです。 (小河委員) これもテスコとの契約ということですね。 (金子クリーンセンター副所長)
--	--

	はい。 (小河委員) 今回、第 1 回入札ではテスコから約 6 億円で入札があって、そこから第 2 回入札で 2000 万円ほど下がり、価格交渉でさらに約 2500 万円下がっています。通常であれば、ここまで下げていただくのは難しいと思うのですが、交渉は滞りなく進んだのでしょうか。 (事務局) 交渉の際、具体的な金額は提示しておりませんが、予定金額とどれくらい開きがあるかなど、テスコの担当の方とお話しさせていただいて、結果的に今回の価格で落ち着きました。 (小河委員) 電話 1 本で約 2,500 万円も下がるということは、もう少し金額を下げられる余地があったのではないかと思います。適正な金額で契約できるかどうかは、やはり競争があることで変わってくるのではないかと感じました。 (池田委員長) ありがとうございます。他に何かございますか。 では、2 番目の案件については以上とします。委員の皆様にお諮りします。本件についての調査は以上で終了するという事でよろしいでしょうか。 (各委員) 異議なし。 (池田委員長) ありがとうございます。それでは本件についての調査は以上で終了することとします。 【担当課入替り】 (池田委員長) 続いて 3 番目の案件「東松山市民文化センター電気設備（直流電源装置等）更新工事」について、柳下委員から抽出の理由について説明をお願いします。 (柳下委員) 本件は低入札価格調査を実施しております。そこで、予定価格の算定方法と低入札価格調査の結果、特に官積算と大きく乖離していた経費に関し、その金額で問題ないと判断した理由について確認したいと思います。 (池田委員長)
--	--

	ありがとうございます。それでは、内容について事務局から説明をお願いします。 (事務局) ・「東松山市民文化センター電気設備（直流電源装置等）更新工事」の入札状況について資料に基づき説明 (担当課：生涯学習課・管財課) ・「東松山市民文化センター電気設備（直流電源装置等）更新工事」の工事概要について資料に基づき説明 (池田委員長) 事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問などございますか。 (柳下委員) 低入札価格調査を実施したということで、その観点からいくつか質問します。まず予定価格の積算方法です。工事概要を見ると、更新した機器だけでも結構な数がありますが、機器費は見積りで算出していますか、それとも積算資料などを使用していますか。 (山崎管財課主査) 直流電源装置については見積りを徴取しております。それ以外の機器については、積算資料を使用して積算しております。 (柳下委員) 分かりました。見積りは何者から取っていますか。 (山崎管財課主査) 3者です。 (柳下委員) 3者をお願いして、3者から見積書が出てきたということですね。 (山崎管財課主査) はい。 (柳下委員) 分かりました。次に資料 41 ページの低入札価格調査結果調書についてですが、「5 調査概要」の(1)アの「資材」とは、どの資材のことを指していますか。 (事務局) 直流電源装置を含め、今回の工事で使用する資材全般を指しております。 (柳下委員) 特定の資材を指しているわけではないのですね。分かりました。
--	---

	「協力会社から安価に調達できる」とありますが、納入会社にしわ寄せが行っていないか、適正な価格で納めているのか確認できていますか。 (事務局) 低入札価格調査を実施するに当たり、低い金額で応札できた理由として「資材を安く調達できるため」とあった場合は、必ず資材の納入元が作成した見積書の提出を求めています。提出された見積書の金額に基づいて積算されていることが確認できたことから、問題はないものと認識しております。 (柳下委員) 分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。 (池田委員長) ありがとうございます。他に何かございますか。 (小河委員) 低入札価格調査結果調書を見ておきますと、内訳書の現場管理費と一般管理費が、設計書の金額に対してかなり低くなっています。確認して問題がないと判断されたのだと思いますが、調査結果のどの部分に理由が書かれているのでしょうか。 (事務局) 資料の中には書いておりませんが、落札候補者から提出された資料を確認したところ、基本的にはすべて自社施工で行われると記載されております。機材についても、5(1)イに「自社が保有する機械による施工が可能」と記載をしたように、下請け等に係る費用を削減できたため、現場管理費や一般管理費を低くすることができていると考えております。 また、低入札価格調査を実施するに当たり財務諸表の提出を求めており、添付されていた完成工事原価報告書を確認すると、昨年度の受注者の従業員数が15人ですが、その人数に相応する人件費が確保できると推察できるような内容であり、更に社会保険等への加入も確認できたため、人件費へのしわ寄せについてはないものと判断しました。 (小河委員) 調査の結果、問題なしと判断されたということですね。分かりました。 (池田委員長) ありがとうございました。他に何かございますか。 (大谷委員) 今回の工事は、資料31ページにある図面の中央付近の機械一式を新しい
--	---

	ものに交換するという認識でよろしいでしょうか。 (山崎管財課主査) 機械一式ではなく、キュービクル式高圧受電設備の中でも、設計に当たり特に電気主任技術者が必要と判断した部品について交換するものです。 (大谷委員) 交換が必要な機械だけを対象としているということですね。 (山崎管財課主査) そのような設計になっております。 (大谷委員) この機械は 1 社だけが製造しているものではなく、他社でも同じ規格で製造できるものですか。 (山崎管財課主査) 汎用の機械のため各社で製造しておりますし、積算資料等にも載っているものです。 (大谷委員) 製造業者や品番の指定はなく、同程度の性能を有する製品であれば問題ないということですね。 (山崎管財課主査) はい。 (大谷委員) 機器費の見積りについては、様々な業者が製造している同程度の性能を有する製品を納入した場合の価格を取られたということによろしいですか。 (山崎管財課主査) はい。 (大谷委員) 結果的に低入札価格調査の範囲内での落札になってしまいましたが、第 1 回入札では全者予定価格を超える額での入札となっており、第 2 回入札の時点で辞退した業者も何者か見受けられます。予定価格が低すぎたなどの問題はなかったのでしょうか。 (山崎管財課主査) この金額で十分できるものと判断して設定しております。 (大谷委員) 入札金額にばらつきがあり、高いところもあれば、そうでないところも
--	---

	あります。機械の納入金額がある程度固定されているのであれば、他のところで差がつくのかと思いますが、その点についてはどう考えていますか。 最近是人件費の上昇などもあり、業者も低い金額での入札が難しい状況だと思います。今回は特殊な機械ではなく、汎用の機械を使用しているということなので、機器費の増減による差はあまりないのではないかと考えられますが、このような理解でよろしいでしょうか。 (事務局) 過去にも電気工事に関する低入札価格調査を実施している経験を踏まえて申し上げますと、一番高い価格で応札されたところは、恐らく電材に関しカタログ価格を基に積算されたのではないかと推察しています。 電材の調達の場合は特殊で、見積書にまず卸売業者の希望納入価格が示され、そこからさらに値下げ可能な金額も併せて示されていることがあります。今回の落札者の場合、第 2 回入札に参加する際に、納入業者が値下げ可能な金額として示してきた金額で積算して入札していました。 特に電気工事に関しては、工事業者の資材の調達能力で金額の差がつくことが多いのではないかと感じております。 (大谷委員) 分かりました。ありがとうございます。 (池田委員長) 第 1 回入札が終わった後で、新たな情報を入札参加者へ提供することはないのでしょうか。 (事務局) 特にこちらから提供することはありません。 (池田委員長) 第2回入札で低入札価格調査になるのは珍しいと思い確認したのですが、分かりました、ありがとうございます。 他に何かございますか。 (眞下委員) 資材について、入札金額を下げるために粗悪品が使われてしまうような危険はないのでしょうか。廉価版を提示された場合は、基準を満たしているか確認しているということによろしいですか。 (山崎管財課主査) 確認しております。 (眞下委員)
--	---

	分かりました。ありがとうございます。 (池田委員長) 他に何かございますか。 それでは 3 番目の案件について質疑は以上とします。ここで委員の皆様にお諮りします。本件についての調査は以上で終了するということでしょうか。 (各委員) 異議なし。 (池田委員長) それでは本件についての調査は以上で終了とします。 【担当課退出】 (3) 令和 6 年度の発注状況について (池田委員長) それでは、続いての議事に入りたいと思います。議事(3)令和 6 年度の発注状況について、事務局より説明願います。 (事務局) ・ 令和 6 年度の発注状況について、事務局より説明。 (池田委員長) 事務局の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問はありますか。 (眞下委員) 資料を見ると、中止になった工事は土木工事が多いようですね。「入札結果一覧」を見ると、「R 6 市道第 0 0 6 6 号線（田木）法面補強工事」は 2 回入札を実施しても決まらなかったようですが、これは人件費の上昇が予定価格に反映できてないからでしょうか。それとも他の工事が忙しいため受注できなかったのでしょうか。 (事務局) 入札が中止になった工事に関して言えば、技術者不足が関係していることが多いです。土木工事は市内業者の受注が中心となっているため、市内業者が別の工事を受注していると、新たに工事を担当できる技術者が不足してしまい、結果として中止になってしまうことが多いです。 (眞下委員) やはり人手不足が要因ということですね。 (事務局)
--	---

	特に法面補強工事は斜面での作業が求められ、人手が必要で困難な工事でもあるため、もう少し待って別の案件を受注した方が良いと判断されたのではないかと考えております (眞下委員) 価格の問題というよりは、人手不足や工事の難易度のため敬遠されてしまったということですね。分かりました。 (池田委員長) 他に何かございますか。 (柳下委員) 全者最低制限価格未満への対策として、県に倣って見積価格等を参考資料として開示することを検討していきたいという説明がありました。 確かに、県は先ほど説明されたような対応をしておりますが、その結果、業者の積算精度が非常に上がり、結果として同額での応札が増加したため、くじ引きで業者を決定する案件が増え、今度はいくじ引きが多いため何とかしてほしいという要望を業界からいただく状況になっております。 その対策として、業界と話し合いながら、総合評価方式を少しずつ増やしていこうと一緒に取り組んでいるところです。 不調や不落の結果だけ見て、業者の積算精度を上げるような対策だけを実施してしまうと、そういった問題が生じてしまう恐れがあります。 総合評価方式の活用については、すでに県から市町村へ要望しているところではありますが、併せて検討いただければと思います。 (池田委員長) 大変貴重なご意見ありがとうございます。 他に何かございますか。それでは、続いての議事に入りたいと思います。 (4) 令和7年度東松山市発注方針について (池田委員長) 議事(4)令和7年度東松山市発注方針について、事務局より説明願います。 (事務局) ・令和7年度東松山市発注方針について、事務局より説明 (池田委員長) 事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はありますか。 (各委員) 意見等なし
--	--

	(5)その他 それでは、最後に議事(5)その他について、委員の皆様から、何か御質問や、本日の議事を踏まえた改善点について御意見などはございますか。 よろしいでしょうか。では、事務局から何かございますか。 (事務局) 前回の入札監視委員会で行われた質疑回答の中で、後日回答としていた件について報告します。 最低制限価格制度等のダンピング対策を設定していない入札で著しく低い金額で応札があった際の取扱いについて、前回事務局からの回答として、著しく低い金額で行われた入札に関しては、内訳書を確認し、その金額では業務の履行が不可能だと判断したときは、その入札を無効として取り扱う想定であるとしたところ、柳下委員から、ダンピング対策を適用しないでそのような取扱いを行うと法令に抵触するのではないかとご意見がありました。 確認したところ、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定では、制度の設定を前提とするようなことは定められておらず、文理上は先ほど申し上げたような取扱いは法令に抵触しないものと考えております。 しかし、市の予算の執行に係る判断を行う以上、その判断は一定の基準のもとに客観的に進めることが望ましいことから、以後同様の著しい低価格入札があった際は、ダンピング対策を設定していない限り履行の可否については判断せず、適正な人件費確保等についての注意喚起を行うに留め、原則として最低価格の入札者を落札者とする取扱いとしたいと考えております。報告は以上です。 (柳下委員) ありがとうございます。前回の説明では、履行不能の恐れがある応札を無効とする取扱いのように聞こえましたが、地方自治法施行令第 167 条の 10 は、履行不能の恐れがある応札者を契約の相手方としないというだけで、有効な応札ではあるため、そこは混同しないようにという意味で申し上げておりましたので、今回説明いただいたような整備であれば、条文上は問題ないと思います。 (池田委員長) 他に何かございますか。 よろしいでしょうか。では、事務局から何かございますか。
--	--

